

第62回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

平成19年2月14日（水）

開議 午前10時

会議に出席した議員（19名）

1番	香美町	山本賢司	2番	香美町	吉田範明
3番	豊岡市	綿貫祥一	4番	豊岡市	稲垣のり子
5番	豊岡市	梅谷光太郎	6番	豊岡市	岡谷邦人
7番	新温泉町	岡本和雄	8番	新温泉町	小林一義
9番	豊岡市	門間雄司	10番	豊岡市	椿野仁司
11番	豊岡市	福田嗣久	12番	豊岡市	古池信幸
13番	新温泉町	田中要	14番	新温泉町	宮脇諭
15番	香美町	柴田幸一郎	16番	香美町	浜上勇人
17番	豊岡市	升田勝義	18番	豊岡市	森井幸子
19番	豊岡市	青山憲司			

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山正幸
書記 原重喜
書記 長谷川幹人

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中貝宗治
助役兼総務課長	瀬崎 彊
収入役（豊岡市収入役）	塚本信行
代表監査委員	大禮謙一
総務課長補佐兼総務係長	片山正幸
施設整備課長	中奥 薫
施設整備課参事	辻 忠幸
施設整備課参事	谷 敏明
施設整備課長補佐	岩下省一
監査委員事務局長	池上 晃

構成町長

香美町健康福祉部長	岩槻末男
新温泉町長	馬場雅人

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案（第1号議案～第6号議案）一括上程
一般質問
各議案ごとに質疑・討論・表決
- 第3 議員提出第1号議案 北但行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
（上程・説明・質疑・討論・表決）
- 第4 議員提出第2号議案 北但行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について
（上程・説明・質疑・討論・表決）
- 第5 平成18年陳情第4号 上郷のごみ焼却炉建設に反対する陳情書について
陳情第4号 上郷のごみ焼却炉建設に反対する陳情書について
（一括上程・説明・質疑・討論・表決）
- 第6 陳情第1号 上郷の広域ごみ・汚泥処理施設建設に反対する陳情書について
（上程・説明・質疑・討論・表決）
- 第7 陳情第2号 上郷のごみ焼却炉建設に反対する陳情書について
（上程・説明・質疑・討論・表決）
- 第8 陳情第3号 上郷のごみ焼却炉建設に反対する陳情書について
（上程・説明・質疑・討論・表決）

議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 議案（第1号議案～第6号議案）
一括上程
一般質問
6番 岡 谷 邦 人 議員
1番 山 本 賢 司 議員
12番 古 池 信 幸 議員
4. 各議案ごとに質疑、討論、表決
5. 議員提出第1号議案
上程・説明・質疑・討論・表決
6. 議員提出第2号議案
上程・説明・質疑・討論・表決

7. 平成18年陳情第4号、陳情第4号
一括上程・説明・質疑・討論・表決
8. 陳情第1号
上程・説明・質疑・討論・表決
9. 陳情第2号
上程・説明・質疑・討論・表決
10. 陳情第3号
上程・説明・質疑・討論・表決
11. 閉会中継続審査議決
12. 閉会宣言
13. 議長あいさつ
14. 管理者あいさつ

開議 午前10時00分

議長（青山憲司） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

議長（青山憲司） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

12番古池信幸議員。

議会運営委員会委員長（古池信幸） 本日の議事運営についてご報告いたします。

本日は、この後当局提出議案を一括上程し、組合の一般事務に関する質問をあらかじめ質問通告のありました議員から質問を行います。質問通告のありました議員は3名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は通告された趣旨を逸脱しないよう、また極力重複を避け簡潔に行っていただくとともに、当局答弁におかれましても質問の趣旨を的確に把握されて適切簡明になされるよう要望しておきます。質問終局の後、各議案ごとに質疑、討論、表決を行います。

次に、議員提出第1号議案、第2号議案を議案ごとに上程し、その後、質疑、討論、表決を行います。

次に、平成18年陳情第4号、平成19年2月2日に提出された陳情4件の審査を行います。その中で、平成18年陳情第4号と平成19年陳情第4号につきましては全く同じ内容でありますので一括上程し、質疑、討論、表決を行います。

次に、閉会中の継続審査議決を行って今期定例会を閉会することといたしております。

以上、本日の議事運営についてよろしくご協力をお願いいたします。

議長（青山憲司） 以上、報告のとおりご了承願います。

日程第2 第1号議案～第6号議案（兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について外5件）

議長（青山憲司） 日程第2、第1号議案兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について外5件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は通告順に基づき順次議長より指名いたしますが、自席にて質問をお願いいたします。

まず最初に、6番岡谷邦人議員。

岡谷邦人議員 おはようございます。岡谷でございます。

豊岡市、香美町、新温泉町で組織された北但行政事務組合は、広域ごみ・汚泥処理施設の設置と管理及び処理に関する事務を共同して行う一部事務組合で、合併前の1市10町で同文議決をし、設置をされました。現在のところ、唯一の事務は広域ごみ・汚泥処理施設整備事業の推進で、日々ご努力をいただいているところであります。もちろん北但行政事務組合議会もきょうまで議論を

重ね積み上げたきた結果を十二分に踏まえて、事業推進を図る立場のものと理解をいたすところ
であります。

事業化に向けての新施設整備の適地選定については、平成13年度から3カ年をかけて行い、検
討の結果、日高町上郷地区が最適地として絞り込まれました。これらを受け、上郷地区への選定
の経緯や事業概要、環境モデルエリア構想の説明、施設について理解を深めていただくための環
境学習会及び先進地視察に取り組まれております。

また、昨年春以来、上郷地区に対し生活環境影響調査実施同意のお願いをされてきていますが、
いまだその同意は得られておりません。施設整備の適地選定についての説明責任が弱かったのだ
でしょうか。きょうまで上郷地区を初めとし数件の建設反対陳情が提出されています。あわせて、
立木トラストまで実施されている現状は、今なお地区の理解が深まった、あるいは深まりつつあ
るという状況ではないように感じます。建設工事着手を富士山の山頂に例えるなら、現時点は富
士の何合目あたりでしょうか。まだまだ山のすそ野、樹海の中という感じではないでしょうか。
一日も早く見晴らしのきく1合目に到達することが肝要です。今の膠着状態にどのような糸口を
見出し、打開されようと考えておられるのか。あわせて、管理者説明の中でことし夏の生活環境
影響調査業務実施に向けて全力を傾注するとの強い意思を示されました。今後の事業見通しにつ
いてお聞かせをください。

上郷地区への対応について、昨年9月、上郷区環境創造モデルエリア構想が示されました。上
郷区や近隣地区で建設反対の活動もあります。建設に向けての地元同意などについて、先般、奈
良県檀原市のクリーンセンターを視察してまいりました。檀原市では、施設より半径500メーター
以内を地元自治会として同意の依頼をされたと伺っております。北但行政事務組合では、地元の
定義はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。地元の定義についてお聞かせをください。

北但地域にあるごみ処理施設は、北但清掃センター、矢田川レインボー、美西クリーンセンタ
ーの3カ所があり、それぞれ残すところあと数年で耐用年数を迎えることとなります。市民の皆
様には日々ごみの減量化に努めていただいているところではありますが、北但地域では140トンもの
ごみが毎日排出され続けている現実があります。これらのことを踏まえ、計画されている新たな
施設は平成24年に完成、平成25年度の稼働を目指し進められていますが、今年度予定されていた
生活環境影響調査業務を行うことは困難とされました。稼働に向けてのスケジュールは徐々に
おこなわれてきているところだと感じます。合併特例債を使つての建設だとも伺っております。特例債
使用についても、合併後10年という年限があります。これらのことを勘案すれば、1年を要する
生活環境影響調査を初め用地買収、設計、造成、建設と事業それぞれのタイムリミットがあるう
かと思えます。タイムリミットについての考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問といたします。

議長（青山憲司） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） まず、現在の一見膠着状態に見える状況をどのように打開するのかというご

質問をいただきました。

当面、具体的な形の手続としては、環境影響調査について地元としてイエスとおっしゃるのかノーとおっしゃるのか、そのイエスと言っていたらのような努力をするということが当面具体的な手続になります。ことしの夏ごろにはというふうに私たちとしては願っておりますけれども、タイミングとしてはその辺もにらみながら、地元の中での議論を活発にさせていただくということは大切だろうというふうに考えております。特に反対の立場の方ももちろん根強くおられますけれども、他方で環境創造モデルエリア構想を地区の将来像と重ね合わせて前向きにとらえようという方々も出てきておられます。また、新しく役員になられた方々も、現在のままの状況というのは村を二分した状況のままです、いつまでもこの状態を放置するのは望ましくないといったお考えもお持ちでございますので、役員の皆さんともよく手順等については相談させていただきながら地区内での議論をさらに活発にさせていただいて、その中から私としては打開策が見えてくるのではないのか、このように考えているところです。

それから、地元とはどういう範囲内かというお尋ねもございました。実は地元の合意がなければ建設には着手いたしませんというのは、これは法的に認められたものではございません。そうではなくて、北但行政事務組合の姿勢として、施策を進めるに当たっての施設としてみずから課している制約でございます。したがって、法律や規則等に地元とは何かといった定義があるわけではございません。

私といたしましてはどのように考えているかといいますと、地元の同意がなければ着手しないという場合の地元とは上郷区のことであるというふうに考えております。これまでの議会でも答弁させていただきましたが、言うなれば上郷区という一つの村、コミュニティーの中に一員として入らせてくださいというお願いをいたしておりますので、一員として快く迎えていただけるのかいただけないのか、ここのところを大変重要視いたしているところでございますので、地元というのは上郷区のことだと考えております。

ただ、関連してその周辺の例えば市谷でありますとか中郷、それから国府の地区でもそうでありますけれども、比較的施設に近い地域の皆さんの不安や懸念があるということは私たちも重々承知いたしておりますので、合意がなければ着手しないという意味での地元ではございませんが、しかし理解をいただく努力を最大限すべきであることは当然でございますので、今申し上げたような地元の定義に該当しない地区であっても、建設についてのご理解をいただくよう最大限の努力をする。例えば先進地の視察に行ってくださいとか説明会をさせていただくとか、あるいは学習会を開催するとか、こういった努力については上郷区に劣らないような努力を私たちとしてはさせていただきたいと、このように考えているところです。

その他につきましては、それぞれから答弁をさせていただきます。

議長（青山憲司） 助役。

助役（瀬崎 彊） 私の方からは、3点目にごございましたタイムリミットということにつきまして答弁申し上げたいと思います。

ただいま岡谷議員の方からご指摘のありましたように、18年に予定をしておりました環境影響調査が事実上困難だという状況になってまいりました。したがって、19年度にできるだけ早くということで、先ほど管理者が申し上げたとおりに予算を計上いたしまして実施をお願いをしてみたいと、こういう考えで向かっておりますけれども、ご指摘のとおりスケジュールが非常にきつくなってきていることは事実でございます。

しかし、一方では精密機能検査等を経まして北但にございます3施設の耐用年数等も調査をいたしまして、25年稼働という目標を立てておりますので、これに向かつてやはり進めていかなければならないと考えております。

したがって、この環境影響調査が1年近く延びるということにつきまして、後ほどの作業が詰まってまいりますので、これはその期間内に何とかそのあたりを詰めて、測量であるとかもろもろの作業を進めてまいりたいと。こういうことで、縮めるような努力をこれからやっていく必要があると、こういうぐあいに思っております。以上でございます。

議長（青山憲司） 6番岡谷邦人議員。

岡谷邦人議員 具体的にじゃいつから現地に入れるかというのは、タイムリミットはまだそこまではいってないということだと思います。ぜひ一歩でも目的に近づくように進んでいただきたいと思えます。

ご存じのように、議員の中には今でも白紙撤回論まであります。平成13年の用地選定着手からきょうまでの経緯、この議場においてさまざまな論議を深めてきた中での白紙撤回論はいかなもんかと私は思うわけであります。私たち北但行政議会が果たすべきことは、今現在地域や地区の皆さんがお持ちの不安、懸念、それらを払拭するために全力を挙げることだ、こう思います。

また、新たな施設についてのチェック機能を議会が果たす、そういう立場にあらうかと思えます。あわせて、市民の皆さんに広く情報を公開する。新たな環境モデルエリア構想の実現に向けての意を尽くす、これが議会の役割だと思っております。ぜひ一日も早く地区の皆さんと熱意を持って話し合いが進むことを願っております。その方策のめど等がわかりましたら教えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（青山憲司） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 先ほど議員から進捗状況についてのご感想なり分析をご指摘をされました。私たちは、今管理者が申しましたように地元の皆さんとしっかり話し合っていくということをベースにしております。その中で、1月14日に上郷区の総会が開催されまして、新大勢が整備をされたというところでございます。現在のところでは、その新三役さんと管理者との初顔合わせの場も設けられました。これを契機にしまして、区の方でもそれぞれ区の自治において今後の状況をお考えになっておりますし、行政としましては区との協議をいたしながら新しい方策の契機をつかんで努力していきたいというふうに考えております。

議長（青山憲司） 6番岡谷邦人議員。

岡谷邦人議員 あわせて機種等の処理方法の検討委員会等がございましたが、そのあたりとあわせ

て、並行して現在処理施設のどんなもんをやるんかというようなことは進められていらっしゃるのでしょうか。

議長（青山憲司） 辻施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 1月最初に検討委員会の方から、住民さんを巻き込んでという言い方はちょっとおかしいんですけど、そういう方たちに検討いただいた項目につきまして検討いただきました。これにつきまして、今、それをもとに施設整備の基本計画を立てております。これにつきまして、具体的な処理設備の構造がどうなるようになるというのは次のステップの段階なんですけど、基本的な考え方として今検討している。これにつきましては、今月末の議員協議会の中で説明させていただきたいというふうに思っております。

議長（青山憲司） 6番岡谷邦人議員。

岡谷邦人議員 私現在住んでおるところは、現在の北但クリーンセンターが在する地域に住んでいます。稼働してからもう既に10数年が経過しておりますが、しっかり行政サイドと話をやりながら現在も地区で北但清掃センターを監視をしております。ぜひそういうことになるように、力いっぱいのご努力をお願いしたいと思います。

話せばわかるとって凶弾に倒れた首相もいました。ぜひ話し合いを基本に、これからも事業推進を図っていただきたいと思います。地区の方も行政も、互いに今まで熱意があって推進する方、反対する方それぞれの意見がありましたが、熱意と誠意を持って話し合ってください、話し合いの中で一つずつ解決していただく、これをお願いをいたしまして私の質問を終わります。

議長（青山憲司） 以上で岡谷邦人議員に対する答弁は終わりました。

次は、1番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。18年度をほぼ締めくくり19年度以降を見通しながら、管理者に対しまして本議会の初日にあった発言を軸に大きくは2つの点で質問をいたします。

1点目は、この間も、また本日も論じられているわけですがけれども、住民合意というものをどう考えているのかということでもあります。先ほども岡谷議員に対して、法的な云々ではなくて、組合としてみずから地元同意ということを実業執行推進の前提として課したものだ。このことは管理者従前からずっと繰り返しておられるわけですがけれども、それではこの間の努力、環境影響評価の調査に係る予算をもって上郷区を初め周辺住民を対象にして説明会、学習会、視察等々随分税金を投入してきておられるわけですがけれども、これらのことで住民の理解、こういうものが深まってきたというふうに見ているのかどうか。

また、上郷区の新体制、19年の体制といいますかね、そういうことにも本日もまた言及をされたわけですがけれども、住民合意、地元の同意、この手続このものについてはどうお考えになっているのでしょうか。

さらに、建設適地、この一部について共同地主あるいは立木トラスト、こういうことが実施をされて、あるいは172名の建設反対の署名簿が提出されたということがあった。そういう中で、住民の多数が本施設の建設に反対をし、さらに暮らしを守ろうという努力をされておるんだという

ふうには私には見えておるんですけども、施設建設が不可能になったというふうにする会の方は指摘をしておるといことが管理者の発言の中にもあるわけですけども、そのあたりはどう見ているのか、このあたりも伺っておきたい。

さらに、地元というのは上郷区であるということももうたびたびおっしゃっておるわけですね。その上に、市谷ですとか中郷というふうな地元ではない周辺というような言い方、あるいは特に同意が必要だというふうには考えていないということも従来も言われたというふうには認識をしておるわけですけども、そういう周辺の皆さん方に対しても税金でもってそういう研修ですとか学習会ですとか視察、こういうものを対応してきた、あるいは視察もこの後計画をされておるといようなことも言われておるわけですけども、お尋ねをしたいのは、それじゃ北但管内の住民が要望すれば、研修とか視察とかこういうことについて組合としての対応をしていただける、組合として対応する。そして認識やら理解やらを深めていただくということをお考えになっておるのかどうか、このあたりを伺っておきたいというふうには思います。

2つ目も一緒にお尋ねをしておきますけれども、2つ目は環境影響評価、この調査で住民の心配な点について客観的データが示せることになると。これずっとおっしゃってるんですけども、地元住民にとりましては旧の日高町時代の最終処分場、この跡地が今も管理もされておるわけですけども、そこからの浸出水、こういうものについての不安というのは従来から我々自身も聞かせてもらってはあるところなんですけれども、今回の建設の適地だとされるエリア、その周辺というのは、実は安全で安心できる地域だと。自分たちも当然そう思っているでしょうし、この環境影響評価調査、このことによって出てくるのは安心できる地域だよということを示すデータが出てくるだけであって、ごみ汚泥の処理施設、この建設の安全性を証明をするというふうなデータになるのかどうか。私は非常に疑問なんですよね。

もう一つは、この夏には調査業務が始められるようにというふうに言われたんですけども、入札の時期あるいは業者、こういうものはもうお決めになっておるのかどうか、このあたりも伺っておきたいというふうには思います。

議長（青山憲司） 答弁願います。

中貝管理者。

管理者（中貝宗治） まず、これまでの説明会等で住民の理解は深まったのかというご質問をいただきました。確実に深まっているものと考えております。

当初、上郷区が適地だということを公表し、お願いしたときに、一斉に地元から強い反発の声も上がりました。そのときには、とにもかくにも嫌だということからスタートされたんだろうと思いますけれども、その後さまざまな学習会をこちら側で提供させていただくこともありますし、地元の皆さん自身も学んでこられた、あるいは調査をしてこられた。そういうことからいいますと、どこに課題があるのかということについての理解は相当深めていただいたものと考えております。

さらに、環境創造モデルエリア構想もお示しをしたところですが、これも隣保を幾つかに分け

てでありましたけれども、私自身直接説明をさせていただき、やりとりをさせていただいたこと
によって、それが目指すところについてのご理解はいただいたものと、このように考えていると
ころです。もちろんまだまだ根強い反対もございまして、意見を決めかねている方もおられるで
しょうから、まだ十分な理解をいただいているとは思っておりませんが、私は理解そのもの
は賛成するにせよ反対するにせよ、当初のともかくにも反対だと言われる立場からすると相
当進んでいるものと、このように考えております。

その他につきましてはそれぞれから答弁をさせていただきますが、ただ、施設そのものについ
て言いますと、当初は焼却方式、しかも今はストーカーということを念頭に置いておりますけれ
ども、さまざまなその処理方式がございましたので、処理方式そのものに対する不安が当然のこ
とながら地元の方にはおありになっただろうと思います。ただ、これがストーカーという方向で
はっきりいたしますと、この方式自体もう日本じゅう至るところで設置がされ、しかも稼働の長
い実績を持ち、そしてそれに対する対策が十分とられてきたというそういった施設でございます
ので、議員におかれましてもぜひ施設そのものに対する不安をお持ちにならないようにご理解を
賜りたいと、そのように思うところでございます。

その他につきましては、それぞれから答弁をさせていただきます。

議長（青山憲司） 助役。

助役（瀬崎 彊） 私の方からは、住民合意に関しましての172名というような多数の皆さんからの
反対の署名が出てきた件についてご答弁申し上げたいと思います。

12月の27日でございます。二十以上ということで172名の署名が管理者あてに出されました。こ
れは総括説明で管理者が申し上げましたとおりの内容でございます。確かに区民全体の数を見て
みますと、成人恐らく400名近い方がいらっしゃるのではないかと想像できますので、そういう意
味からいえば非常に多数の割合を占める署名であるというぐあいにはとらえております。

しかし、現段階、上郷としての意思を決定をまだされておられません段階でございます。こうい
うお考えがある、こういう意思を持っていらっしゃる方があるということはそれはそれとして受
けとめさせていただくということで、今後も引き続き粘り強くお話し合いを続けていきたいとい
うことでございます。以上です。

議長（青山憲司） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 私からは、合意の手続についてという点を申し上げます。

現在、本組合は、上郷区に対しまして生活環境影響調査の実施の受け入れをお願いをしている
ところでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように今新しい区の体制の中
でこの組合からの申し入れについての答えをいかに出すか、これについて新体制の中でお考えを
いただいているというふう考えております。

その具体的な手続がどういう手続になるかは、これは区の中で区の自治でお決めになることで
ございます。一つには、我々が聞いておりますのには、区には規約がございます。そういうもの
をベースにされながら、最終的にどういう手続で区の民意をご決定になるかは区の方でお決め

なるというものでございます。組合といたしましては、先ほど来申していますように説明会や視察などしていただきながら、区民の皆さんには受け入れても大丈夫なんだと理解が得られるように、話し合いを基本にした円満な解決方法を目指して努力していきたいというふうに考えているところです。

次に、それら説明会や視察を周辺地区でも行ってきました。これを北但地域、他の地域ではどうかというご質問でございました。

まず、市谷と中郷区の皆さんへの対応につきましては、総括説明あるいは管理者が申し上げておりますが、一番近い周辺地域で上郷につきましては旧日高町の時代に施設がございまして、そこで排ガスの被害もあったというふうな実態もございまして、そういうことを踏まえて不安を持っておられますので、特にそこには重点的に視察や学習会を通して組合が計画している施設が安全であるということ、みずからご確認をいただきたいということで努力をいたしております。

また、上郷区に隣接しています他の地域がございまして、中筋、国府と。このような地域にお住まいになってる皆さんには、要望がございましたら視察や学習会などを実施して今きております。いずれにしましても、ご要望いただいてそういうものをぜひ開いてご理解深めていきたいと考えております。

そのほかの非常に広域な地域の皆さんにつきましては、これは各市町でも毎日ごみ行政の中でごみの減量やリサイクル、資源化等の話し合いがなされているわけでございますが、本組合といたしましては19年度の予算にも計上いたしております。また、18年度の12月の2日に環境フォーラムを市民会館で開催いたしました。こういう機会、さらには広報紙やまたホームページを開いておりますので、そういう各メディアを通して広く住民の皆さんにはご理解を深めていただきたいというのが組合の考えでございます。以上です。

議長（青山憲司） 谷施設整備課参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 私の方からは、立木トラストなどがあるというふうに議員ご指摘いただきましたけども、その評価について、お尋ねのことについて答弁させていただきます。

このことにつきましては、昨年11月24日に上郷のくらしを守る会の代表から申し入れ書を受け取りました。そこで初めてこの建設適地の一部の土地に同会メンバーが共有地主となったこと、あるいはおっしゃってます立木トラストを行っていることを知りました。私も現地に入ったわけではございませんので、詳細は知り得ていないのが現状でございます。

その行動につきましては、本組合がお願いをしていますこの施設の建設に反対される方々の思惟行動であろうというふうに思っております。現在、上郷区に対し、生活環境影響調査の実施についての同意をお願いしております、しかるべき時期に区としての意見がまとめられていくものと期待しております。いずれにしましても、反対意見をお持ちの方々にもご理解をお願いし、同意を得てまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（青山憲司） 辻施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 私の方から、生活環境影響調査についてご説明させていただきます。

この調査につきましては、一般廃棄物処理施設の整備に当たりまして法律によって義務づけられているものでございます。調査の実施に当たりましては、生活環境影響調査指針というものを基本としてやっていくということになります。この中で、調査項目としましては大気汚染、水質、騒音、振動及び悪臭というふうになっておりまして、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれのあるものを調査するというふうに定められております。

しかし、今まで説明会、懇談会をさせていただきます中で、心配されておられる声をたくさん聞いております。先ほど議員もおっしゃいました地下水等の関係でございます。そういうようないろんな項目にも答えられるべく、ほかに上層気象、それから土質、地下水、自動車の排ガス、そういうような調査も各現状調査をして実施したいというふうに思っています。このことから、ご心配されている部分、内容についておっしゃいましたように客観的なデータをお示しすることが可能となって、今後の具体的な議論に資するというふうに考えております。

実施に当たりましては、調査項目並びに調査地点については上郷区また周辺地区の皆様と十分協議させていただきまして実施したいというふうに考えております。

入札時期ということもおっしゃいましたんですけど、生活環境調査につきましては19年の夏には実施したいということで今議会に計上させていただいているということでございます。したがって、入札につきましても地元同意というのが前提でございますので、今の段階では時期は決めておりません。

なお、夏には実施させていただきたい。引き続き地元の皆様のご理解を得て、誠心誠意を持って行ってきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（青山憲司） 1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 なるべく重複を避けてというふうに思いますけれども、一つは予定地、適地とされているところで共同地主なり立木トラストというふうなことが既に行われておることが通告といいますが、されたという状況のもとで、例えば環境影響評価の調査、このことに先ほどのお答えをかりれば区の自治の問題で、規約に基づいて区の中でオーケーだというふうにすれば調査には入れるいうところをおっしゃっておるわけですが、仮にその調査をやってじゃ次へ進もうとしたときに、地主の皆さん方あるいは立木の所有者の皆さん方がノーと言っておる以上は、その適地とされる場所は4ヘクタールという、どういうくりにするかはわかりませんが、この間言われておるのは4ヘクタールが必要だということを絶えず言っておられるので、それだけのものが買収できるかということになれば、買収できないところは外すということが可能かどうかよくわかりませんが、私もどこがそういう共同地主になっているのかということを知っているわけではないので、逆に言うところのエリアというふうにはまだ線を引いていないというふうに私自身思っているものですから、その辺からすると、上郷区ではあるし、あのエリアではあるんだけど、この間我々も現地でのこの谷だよというふうに見せていただいた、現地で説明をいただいたことがあるんですけど、そのポイントから外して、少しずつして共同地主である地所あるいはその所有権が主張される立木を外した、そういう地へずらすあるいは

動かすというふうなことを想定をされているのかどうか、その点ではいかがですか。

議長（青山憲司） 答弁願います。

助役。

助役（瀬崎 彊） 現時点まだ話し合いの過程でございますので、具体的にそのような外す外さない、そういったことについての検討をやっているということではございません。あくまでまず同意をいただいて、いろんな推進が図れるように努力をしまいる、こういう基本的な考えでございます。

議長（青山憲司） 1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 現時点では適地だ、あるいは予定地だと言われているところを外すということは考えていない。話し合いの最中だから、そんなことをするのは先方さんに対しても当然失礼に当たるということなんだろうというふうには思いますけれども、じゃそういう中でもう一遍お尋ねしますけれども、環境影響評価の調査業務を1年かけてやった。その結果、そこへ買収ということが、測量なり買収なりということが次に起こってくるわけですが、共同地主が存在をする、立木トラストが行われておる。そこでの買収が可能だというふうに見ておるのかどうか、その点ではいかがですか。

議長（青山憲司） 助役。

助役（瀬崎 彊） 先ほど申しましたとおりの現在の段階でございますので、そこに至るまでの考えはまだいたしておりません。

議長（青山憲司） 1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 お答えがないということだというふうに思いますけれども、それではもう1点の環境影響評価の調査の結果、不安に対して客観的に答えるだけのデータが得られるのかどうかということについてもう一遍お尋ねします。

先ほどのお答えで、現状調査によって客観的データが得られると。今の状態がデータで出てくるということはあるでしょう。しかし、それが施設を建設をして稼働しても安全だよ、安心できるよということを証明するものになるんですか、その点いかがですか。

議長（青山憲司） 辻施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 先ほど申しました調査項目はいろいろとある。5つ定められた項目がある中で、大気汚染の場合、これにつきましてはあくまでも予測評価と。現況調査をして、その現在の環境はどうなっているか。これが処理施設ができた場合排出されるガス、これが周辺地域にどれだけの負荷を与えるのかというふうな予測評価をさせていただきます。これが先ほど申しました法律によって求められていることをしなさいというのはこの内容でございます。これに基づいて、環境基準に基づいて安全かどうかという判断になると思います。

それともう一つ、例えば地下水調査、これにつきましては先ほど議員さんもおっしゃった浸出水の問題がございます。今回、当組合で計画していますのはクロードシステムということで、プラントから出る排水については外に流すつもりはないんですけど、もしもということがあります。

それと下流に水源地がありますので、地下水調査もやっております。これについては、現状をはかればその地下水の水がどっちに流れとるんだというようなのがわかるんじゃないかというふうに考えます。そういうことから現状調査したことによってわかるものと、それから現状調査して予測評価して安全だよというような形になる、そういうふうなケースがあるというふうに思います。

議長（青山憲司） 1番山本賢司議員。

山本賢司議員 この環境影響評価の調査の結果はもう出とるんでしょ、安全だよと。今、最後に言われた。安全だよというふうに出とるんですよ、既に。ただ、その調査業務をやらないと、その後の実際に事業をやっていくということが始められないからやるということではないんですか。うん、手挙げられてるんであれだけでも。だから日々300台の車が通るだろうと。排気ガスと騒音とは間違いなくふえると。どの程度ふえるかというのは、それは予測をされるんでしょ。それ以外のものは全部何にもないよということになるんでしょ。クローズドシステムで、水は施設外へは流しません。煙は安全なものしか、簡単に言えば水蒸気しか排出しません。もう見えてるんちゃうんですか、安全だよというふうに。

議長（青山憲司） 辻施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 済みません、先ほどの安全かどうかということです。口足らずだと、説明が悪かったら訂正させていただきます。調査することによって、安全なのかどうなのか。もしも負荷を与えるというふうなことでありますと、技術的にどうなのか。これによってもう対応できないということだったら、そこでの処理施設ができないというふうな一般論になるんじゃないかと思います。あくまでも調査しまして安全なのかどうかを判断して、その後、資料を住民の方たちに縦覧させていただきまして意見を聞くという形になるということでございます。

議長（青山憲司） 1番山本賢司議員。

山本賢司議員 本当にそうですか。安全ではないというふうに答えが出れば、じゃこの事業はそこはやめましょうということになるんですか。違うでしょう。少しやばいねということがもし仮に、私はないと思ってますけども、この調査でやばいよという答えが出ることはないと思ってますけども、多少なりとも疑問、クエスチョンマークがつくんであれば、それに対応するだけの何らかの手だてを講じて、なおこの事業は進めようということじゃないんですか。管理者、違うんですか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 何がご疑問なのかよくわからないんですが、例えば現状調査をして、それでそれに対して新しい施設ができたときにどういう環境への負荷がかかるかというのは、これは予測はできます。施設からどのようなものが、こういった性能でつくった場合にどういうものが出てくるかというのかなり確率でわかります。それを足し込んだときに、環境について定められてる基準をオーバーするのかわからないのを見ることが目的です。もしオーバーをするということがわかった場合に、そういうことがあった場合に、それを必要な手だてをすることによって下げることができればそれで何ら問題はない。つまりそのような対応をとることができるのかでき

ないのか、あるいはしなくてもいいような非常に低い水準なのか。それを見るためにも、環境影響調査が要るということでございます。

繰り返しになりますけれども、もし新しい施設ができることによって何かの環境基準をオーバーしてしまう。それに対して適切な対応をとればいいけれども、それがべらぼうなお金がかかって、つまり経済的な合理性から見ても不可能であるということになればその地はあきらめるということになると思いますけれども、もし経済的にも合理的な、あるいは社会的にも合理的な方法で基準以下に下げることができるのであれば、それはそうすれば済むことではないか。問題は、環境基準をオーバーするのかもしれないのかということが問題でありますから、そのために実態これがどうなのかということ判断する。そのための環境影響調査だということだと思います。

議長（青山憲司） 1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 この間の経過を考えてみたときに、適地だとされる上郷区を選定をされて、そこで今同意をいただくべく努力をされている。その事実は私も承知をしているつもりです。そういう中であって、実は先ほども少しありましたが整備方針検討委員会、ここが7回にわたって会議をしていただいて、答申も既に出されて、議会はここで開かれておるだけけれども、議会が閉まって以降、今月の末には議員協議会を開いてそこで説明をするということなんですけれども、実は私はこの134ページの会議録といいますが、全部目を通させていただきました。随分さまざまな議論をしていただいとるんですけれども、やっぱり一番私がここで気になりましたのは、資源化だとかリサイクルだとかそういう施設、そういうことを考える、あるいは学ぶ、実際にやれる施設部分も必要だねというのはもともと発想の中であって、どうだろうという議論もされとるんですけれども、そういう中で豊岡市のこの市街地のど真ん中になれば、いろんな人が立ち寄りたり見たりしてくれる可能性もあるだろうけれども、あの地まで足を運んでもらうというのは相当大変だろうということを事務局の方が一生懸命答えてるんですよ。何かそれ読ませてもらったらね、非常にがっかりするんですよ。一番効率がええのは人口が密集していると真ん中でやるのがいいんだけど、さまざまなことが想定をされるんで周辺に持って行って、周辺の中でどこがええかという話の中で上郷に適地だということになり、どちらかという、今、テレビでも3Rというコマーシャルが流れるようになりましたけれども、世の中はそっちへ行こうとしてるのになかなかそうはならないという話がこの中でも結構されるんですよ。やっぱり何だか方向としてずれとらへんかなと思ってそこら辺がなお気になるんですけれども、その点いかがですか。これも管理者に伺っておきたい。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 議事録をよくお読みになれば、違う答えが出るんじゃないかと思います。

焼却施設を中心部に持ってくるかどうかという議論ではなくって、普及啓発的な機能をどうつけるかということです。町のど真ん中になれば、人々はふだんからそこにたくさんいますから歩いてるついでにずっと入りやすくなる。しかしながら、中心市街地から離れていてアクセスが悪いところであれば、車に乗ってよし行こうというふうになり相当決意しないといけないので、稼働

率が下がるというごく当たり前のことがそこに書かれている。これは他の例えばホールでありますとか美術館であっても同様のことがあるわけでありまして、そこはご理解をいただいているんじゃないかと思いますが、もしご理解をいただいているのであれば、その上さらに何が問題なのか、私にはよくわからないところでございます。

議長（青山憲司） 1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 よくわからないというふうに言われるんでもう一遍申し上げておきますけれども、このごろ、いつごろからでしょうか、テレビで3Rということが政府広報でコマーシャルで流れるようになったんですね。それ自体、私は悪いことだとは全然思いませんけれども、そういう大きな資源の循環型とか熱回収だとかいろんなことをおっしゃりながら、やっぱりなるべく人がたくさんいるところでない方がこういう施設の場合ええんでしょ。人がたくさんいるところは立地場所としては評価下がるんでしょ。違うんですか。物すごく飛躍しますけども、原子力発電所を東京湾や大阪湾につくれば送電コストというのは最低になるんですよ。しかしそれではいかんというんで、若狭の、生野のダムで、大河内のダムで電気を水としてためておくというところまで用水発電も含めてやるわけですよ。やっぱり同じことを感じるんですよ。巨大な施設をつくって本当にみんながよくなるかという、やっぱり自分のところからなくなればそれでいいということになれへんかなと。目の前から見えなくなればそれでいいということになれへんかなというところが実は私は一番気になる場所なんです。

そのあたりで、もちろんこの組合がやるべきことと、それから構成各市や町がやるべきことと当然分けられるわけですから、ここで何もかもやるということでないのは十分承知しています。しかし、その辺を含めてやっぱり北但でやってくれたらそれでええわというようなことになってしまうんでは、これは住民にとってあんまり幸せなことではないんじゃないかなという気がごっついしとるんですよ。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） やっぱりよく論旨がわからないんでありますが、議員のただいまのご質問は、施設の整備のその指針の検討委員会の中の議事録を読まれて、そして普及啓発部門について、町の真ん中にあればたくさん人が来るけれどもそうでないところだとなかなか来ないから、この機能はよく考えなければいけないよという文脈をとらえて、そしてそのことから今度は焼却施設本体が町の中にあるとかならないという議論をされているんでありまして、そこはどちらをお聞きになりたいのか、そこをはっきりさせていただきたいというふうに思います。

普及啓発については、先ほどお答えしたところです。焼却炉そのものについていえば、これまでもう何度も何度も議論させていただきましたけれども、土地利用条件であるとか規制があるとかないとかといったことを念頭に置いて場所は決められたもの。その手順についてはもう十分ご理解をいただいているんじゃないかと、このように考えているところです。

議長（青山憲司） 1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 やっぱり私は住民の本当に心配をしておることにきちっと向き合って、住民の皆さま

ん方がわかったというところまで十分時間をかけるなりなんなりしていただくということをもう一遍求めておきたいというふうに思います。あるところでだれかがうんと言ったらそれで同意をいただきましたみたいなことは決してやらないということをおきたいんです、今の時点では。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 先ほど住民合意については答弁させていただいたとおりでございますから、お耳に届いていなかったのかどうかわかりませんが、だれか特定の個人がうんと言えばオーケーということじゃなくて、あくまで合意については地区の自治の問題である、このように考えております。

ちなみに、山本議員は合同ですることにかつて反対を表明されて、自分の町でやるということも表明されましたけれども、ということは施設の安全性について必ずや確信をお持ちのことというふうに思います。ぜひ北但行政議会の議員として、地元の方々の不安に対して議員の立場からも心配するなというようなことでお力添えを賜りたいと、このように思います。

議長（青山憲司） 以上で山本賢司議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩します。再開は11時10分。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

議長（青山憲司） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次は、12番古池信幸議員。

古池信幸議員 2005年4月、北但行政事務組合発行の説明会資料に基づき、循環型社会基盤整備について私なりに勉強させていただきました。その中で、そもそも論といいますか、ごみ対策行政のあり方の基本はどうあるべきかという点で、説明会資料では十分な理解に至りませんでした。資源化、分別収集のさらなる細分化について質問をしたく、それを通告いたしました。本組合では施設整備の点に限られ、質問は受けられないとの当局からの指導があり、私は質問を撤回いたしました。私は、物品の製造、購入、使用、廃棄の流れの中でごみは発生いたしますので、それらの処分、再利用などと同時に施設の設置やあり方も議論するというのがこの組合ではないのかと思っております。

通告締め切り後、歴史を読んでみると、3201ページに生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の第3条第4項に、施設において処理する一般廃棄物の種類という項がありました。廃棄物の種類についても住民の縦覧に供すことと書いてあるわけでありますから、分別こそがこの種類の中身を決定する重要な要素であると思います。私の質問項目、さらに細かい分別をというのを撤回させる指導は正しかったのかどうか、私は大変大きな疑問を抱いております。

説明会資料で、7地点に絞り込みその中で最も適している場所として旧日高町上郷の2カ所のうちの1カ所、位置図で示している2の2というところが選定されております。選定が一番条件がいいのが7点、悪いのが1点という点を項目別につけていき、合計点で最も高い得点を得た2

の2を1位に最適値としております。採点項目について、重複的要素があるためにどちらかでも1位となればもう一方の項目でも1位になる、そして点数は高くなるということが見受けられました。

必要敷地面積確保の難易とプラント建設工事の難易、その「なんい」というのは難しい、やすいの難易であります。難易と、地質、断層という項がそれに当たります。この点についてはいかがお考えですか、お尋ねいたします。

次に、点数の疑問について述べたいと思います。

まず1、自然環境項目の貴重種の項でありますけれども、貴重種がないという森尾は7点でわかりますけれども、上郷、円山地区はBランクのエノキ、ムクノキ群落があるということにもかかわらず6点が配点されております。上郷は2カ所ありますから、どちらも2点にすべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

2、水道取水点の項で、取水点がないという森尾、八代、口小野が7点というのはわかります。約1.6キロ下流に日量2万2,000トンの取水場がある上郷が6点と5点となっており、私はこれなどは2点、1点とすべきであると考えます。いかがですか、お尋ねいたします。

3、周辺集落の項であります、140世帯ある森尾、2つの地点が2点及び4点、上郷が7点と5点となっております、戸数に誤りがあるのではないかと思います。2の1地点が40世帯、2の2地点が60世帯として7点、5点となっておりますけれども、先日職員の方に上郷の世帯数を私は聞きました。約125世帯ですという答えでありました。評価表の世帯数に大きな間違いがあり、正しい採点ができていないと思いますが、この点についてお尋ねいたします。

4、文化財に及ぼす影響の遺跡の項についてお尋ねいたします。遺跡がない時点が5カ所、それぞれ7点というのは正しいと思いますが、森尾1の1には奥谷南古墳群、上郷2の2には奈良谷遺跡があると書いてありますが、採点表では遺跡がない地点にわずか1点の差しかない6点となっているわけであります。上郷2の2では昨年埴輪も発見されましたが、貴重な文化財があり、採点は1点が2点にすべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

5、進入道路工事の件であります。橋が要らない地点が7点、そして9メートルの長さの橋が6点、3地点というのがこれわかるわけでありますけれども、20メートルの2地点については5点ではなく3点、そして2本の橋が要るところでは4点ではなくて1点とすべきではないでしょうか。

その他大きくはないけれども、幾つかの点数が変わる項目がございます。それらを見直し、採点評価値として集計してみました。最適地として高得点を上げたのは森尾の3地点であり、その次が上郷の2地点であります。それぞれの域内の検査はわずかであります。何よりも大切なことは、1位を上郷2の2地点とした適地選定総合評価はその根拠を失っているということであり、当局にお尋ねいたしました、この総合評価は1位を決めるためのものであり、1位がだめなら2位に変更するものではないという回答でありました。となりますと、上郷2の2地点を適地とした選定結果は一たん白紙に戻すべきである、私はこのように思います。ご答弁をお願いい

たします。

議長（青山憲司） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） まず、その細かい分別云々についての質問撤回の事情を私は存じ上げておりませんが、基本的に一般廃棄物の処理というのは市町が責任を負っております。それぞれの市町が収集をして、そして運搬をして処理をする。この北但行政事務組合といいますのはその最後の処理のところを共同でやりましょうと、こういうことでございます。したがって、分別というのはその収集のときに係るものでございますので、それぞれの市町が家庭に対して、各市民、町民に対してこういうふうに分別していただきたいということをお願いをし、そして分別されたものはごみとして出てくる。それを市町が自前ですることであれば委託することもあるでしょうけれども、それを処分場に持ってくる。そして、この北但行政事務組合の責任というのは運ばれてきたごみを処理するというところでございますので、そもそも分別のあり方がどうかということは市町の責任において決定されるべきものと。そういった観点から、質問いただいてもこの行政事務組合の守備範囲外であるというようなことを申し上げたのではないかと思います。もしそういうことであれば、それは私としては決しておかしなことではないというふうに思います。

それから、選定作業の点数についての個別のご質問には後ほど担当の方からお答えいたしますけれども、それぞれの思いで下げたり上げたりすれば当然のことながら結果が違ってくることはあり得ます。何が正しいのかということを一義的な基準は法律の規定があるわけでもございませんので、そこはそれぞれの執行者の側において裁量の範囲内として点数を配分するしかないもの、このように考えております。もちろんそれが適切かどうかという批判は当然あり得てしかるべきだと思いますけれども、よほどおかしなことがない限りは私としては採点を特にし直して結論を変える必要はないものと、このように考えているところです。

その他につきましては、それぞれから答弁させていただきます。

議長（青山憲司） 答弁願います。

辻施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 採点の内容につきまして、まずこの採点方式いいですか、この選定方式、これにつきましてルール定められたものはございません。そういう意味から、北但の中でこういうやり方はどうかということで項目を上げてやったものでございます。

そのときの考え方としましては、7地点あります。1位になったところにつきましては7点ですよと。1位が重複して、仮に次が7地域ありまして例えば4地点が7点、1位だということになりますと、次については6点というふうに点数をつけていった。そういう結果によってこういう採点の数値が出てきたということでまずご理解いただきたいと思います。

各細かい内容、おっしゃいましたように例えば橋という問題であるかないか、それから延長的にどうかということにしております。ただ、その表面的なものはあるわけですけど、本当にやってみて地質等によってくいがどうなのかとか、そういう不確定要素というのがたくさんあります。

そういうことから、数があるかないか。あった場合に、何メーターだったらどうなのかというふうなランクづけで採点したというようなことでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 私が質問を撤回したことについて、市長は知らなかったとおっしゃったわけですが、私は市長の命令で中奥課長が私に電話してきたと理解いたしました。

先ほどの答弁の中で、今月の月末ですか、整備方針がまだできて協議会を開くというふうなことがありましたが、その協議会で提出予定の冊子の中にこの分別のことが書いてなければ、私もこの協議会に出されてみんなで処理のことについて議論したらいいと思いますが、もしそれに書いてあるということになると、北但行政組合の名前で発行するものの中に、そこに分別あるいは収集、それから全体の容量、それから処理の方法、そういうようなことが当然私はあるべきだと思ってるんですね。だからこの質問は撤回すべきだという、そこまできつい指導をすることはおかしいんじゃないかと今でも思っております。なぜそんなことになるんですかね。だから今度の出される中に分別や収集のことが書いてなければ私は納得いたしますが、書いてあったとなったら、北但行政事務組合の名前で出すものに議員が質問できないことまで書くということはどういうことなのか、これは大問題だと思うんですよ。いかがですか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 問題は、要は私たちが自分の責任でもって判断できること、その是非について答弁できることについてはこの議場で答弁をさせていただきます。しかし、私たちではない別の人、あるいは別の組織が自分の責任において決定をされたものについて、私たちは責任を持って答弁することができない。あるいはそれについていいとも悪いとも判断できない。しかし、私たちが責任を負ってることについて説明をする前段階として、それでも市町でこういうことが決められております。それを受けて私たちはこうしますということについては、これは当然説明としてあってしかるべきだと。したがって、まだ議員協議会に出す文書を私自身はチェックをいたしておりませんが、仮にその中で市町がこういう分別をしていると書かれていたからといって、そのことでもって目くじらを立てていく必要はないのではないかと、このように思います。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 その文書が出たとして、私たちはそしたらその分別や収集のことは質問もできないということになるんですか。質問してもいいんですか。どっちなんですか、そこは。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） そこは議場のルールだろうとは思いますが、しかしながら例えばこの質問は質疑あるいは一般質問であります。こちら側から提案していることについて、それがどういう意味を持つのかは質疑、それから北但行政事務組合の一般事務に関する質問が一般質問であります。したがって、北但行政事務組合の事務でないことについて質問されても、私たちはお答えすることができない。せいぜいリップサービスとしてこのように聞いておりますというこ

とを間接的にお伝えするだけでございますので、聞いておりますということで、それに対して反論なり再質問されても、私たちは自分の判断ではございませんのでお答えはできない。つまりそういう意味のないというか、実のない議論で時間を尽くすのはどうなのかということで、議会でのやりとりが一般事務に関する質問というふうに限定されているものと、このように考えているところです。

議長（青山憲司） 古池議員に申し上げたいと思います。質問通告にありました内容を逸脱しないようお願いしたいと存じます。

12番古池信幸議員。

古池信幸議員 この件については、答弁はないと思っておったら中貝管理者が答弁されたので、答弁された以上はこれも質問できると解釈いたしました。私も議長のおっしゃるとおり通告の範囲で質問したいと思っておりました。しかしながら、今回の私の質問通告について撤回せよという指導を当局が指導してきたということが事実としてあったので、これは言うておかないとあかんと考えたから言ったわけでありませう。

それから、参事の方の答弁であります。私の質問に一点一点答えてください。

議長（青山憲司） 答弁願います。

施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、答弁させていただきます。

まず、面積そして地質、断層、これが重複して評価されているんじゃないかということでございますが、いずれにしろこの最後15年度は7カ所からどこに建てるのが一番有利かということの評価する項目でございますので、いずれにしろ細かく評価をしていくというところで、これは重複というより細かく見ていくという観点からこういう項目を掲げているというものでございます。

次に、貴重種の中でなしが7点でエノキ等ある上郷に6点というのはもっと点差を開くべきではないかということでございます。これはほかの質問にもございましたが、評価の仕方に順位採点と数値採点というものがあまして、こういう貴重種があるないというのはこれは優位な順に7点を与え、そして順番に1点ずつ減らして6、5、4、3というふうにつけるというルールにしておるところから、議員のおっしゃるように2点にするべきではないかということは、あえて課長会などの議論を経てそのようにしているというものでございます。

水道取水点についても、ないところが7点、そして上郷等あるところには6点というのも議員は2点や1点でいいんじゃないかということでございましたが、優位の順に点を振っていくという観点から、7点、6点というふうにいたしております。

次に、上郷地区の世帯数の数は間違いではないかということでございますが、これはここに示しているとおりで間違いございません。

次に、文化財につきましては、その時点では我々が知り得る公的な資料をもとにしてそれぞれの地域にどのような文化財があるのかというものを調べて、上郷については可能性ややありという

ことで点を6点にしているということです。これも基本的に優位の順に7点、6点と振っていくという考え方に立っております。

以下、進入道路、進入路の橋の関係、これも同じように優位の順に見れば橋があるない、あるいは距離等でそのように7点、6点というふうになってきますので、議員がおっしゃるように20メートルのところは1点にすべきではないかという、そういう特別に何メートルのところは何点にするというんじゃなく、優位な順に7点から7、6、5、4、3、2、1というふうにつけていくという評価の基準を設けて評価したということでございます。

以上のような評価を最終的に15年度にいたしまして、環境面や社会性等々を15項目、そして建設の観点から見た7地点の評価を15項目、そして最終的に収集運搬効率を1項目、合計31項目を立てて7つの箇所を総合的に比較いたしました結果、上郷が最高点を得る形でそこを適地というふうに決めたというものでございます。

なお、これらの過程におきましては、当時の1市10町の担当課長会、そして課長会の中に幹事会を申しまして、今おっしゃいますように最も客観的で後で問題が生じない評価方法を得たいということである議論して、こういう評価基準、評価方法をとってきたということでございます。以上です。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 最も明らかなおかしな話は、上郷の世帯数の問題であります。2の1番は40世帯、それから2の2番が60世帯というふうに書いているわけですね。私が今月職員に聞きましたら、125ぐらいだと思いますと。これは間違っていないと今課長はおっしゃいましたんですけども、上郷の方に聞いてください、上郷の世帯は40であり60なんですか。そうじゃないでしょ。どうなんですか。

議長（青山憲司） 辻施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 周辺集落の戸数でございます。先ほど議員さんおっしゃいましたのは、現在の上郷区の全世帯数ということで120数軒。資料に出しています適地選定の場合の戸数なんですけど、これにつきましては建設予定地、そこから半径1キロメートル、そこに含まれる戸数ということで算出したものでございまして、40戸それから60戸というふうになったということでございます。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 1キロの範囲に、この前、議運で資料要求いたしまして、コンパスで1キロの丸をかく、2キロの丸をかくということをしていただきました。これで見ますと、上郷の予定地のポイントが少しずれております、資料を見ましたんですが、その点からいきまして、この1キロの範囲はその40戸でおさまるところではないんで、もっと含まれるんですね。その1キロからはみ出すのはほんのわずかでありまして。こういうふうなことで、今の1キロというふうなことで限定することそのこと自身が正しいかどうかということもあるわけでありまして、上郷区が該当地域だと先ほど管理者中貝さんがおっしゃいました。上郷区が全体としての的になっておるのに、その

上郷区の中で1キロよりも少し外れるところがあるからといって分けるということは、これは採点の方法に誤りがあると思いませんか、どうですか。矛盾するじゃないですか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、地元の合意の問題と絡めて議論されるのはいかがかと思います。

先ほど申し上げましたように、そのある一つのコミュニティ、地域に対して村人として入らせてくださいという、これはいわば社会学的な観点の話であります。それに対して建設地から1キロの中にどのくらいの戸数があるかどうかというのは、それは一つの村として固まっているかどうかという社会学的な問題ではなくって、むしろ例えばそこから排ガスが出たときに影響を受ける、近いほど一般的には影響を受けやすいというふうに考えられますから、そういったことをある意味で地域社会の一体性とか関係なしに、むしろ物理的にと言ったらいいでしょうか、そういった手法でありますので、この考え方については一切間違っただけのものはないものと、このように考えております。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 私は間違っていると思います。

それから点数のつけ方、ルールがあるんだとおっしゃいましたが、私はゴルフはしないんですが、ゴルフの点数見ると同じ点数でホールアウトした方は1位があって、次は2位が4人おったらそれは1、2、3、4、5と来て次の6番目の人は3位にはならないですね。これはもうおわかりだと思うんですが、ですから今回の採点方法についても、1位というんですか、影響のないもの、7点のところは4つあったら影響のあるところは4位、5位あるいは6位というふうに順位を下げていくのが正しい採点の方法ではないか。その点はいかがですか、お尋ねいたします。

議長（青山憲司） 助役。

助役（瀬崎 彊） これまで説明しておりますように、評価の点数のつけ方、これについては決められたものはございません。したがって、我々は我々の基準でこれがよかろうという考えのもとに点数をつけさせていただいたわけでございます。今、古池議員のおっしゃいますような考えも一つの考え方としてはあり得るかと思いますが、我々は我々のよしとする考え方に基づいて評価をしまいたということでございます。ご理解を賜りたいと思います。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 考え方が違うというふうなことでありますが、どちらがいいか悪いか、これはやっぱり住民の方にも判断していただきたいと思うんですよ。当局は当局でそういうつけ方をしたんだ。今説明をいただいて当局の姿勢がわかったわけでありましたが、私は冷静な判断といいますか、品目的にずっと調べていきますと、この点数のつけ方が、例えば古墳の問題でもそうでありますが、古墳があるかないかであるということだったら点数はもうぐんと下げなければならないんですね。逆に点数のつけ方が一番悪い方からつけるべきなんですね。古墳があるから、ここはもうこういう施設をつくるのには不適地だと。1点あるいは2点とすべきなんですね。順位のいい方

からつけようとするから、こないになるわけです。だから一番悪い方を1点、次に悪い方を2点にして、いい方は全部7点にしたらいんです。つけ方が本当にもう逆さまになってるんですね、これが。その辺の考え方の違いはいかがですか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 今回のこの選定作業といいますのは、幾つかある候補地の中から総体的に何がいいかということを選ぶ、こういう作業であります。したがって大切なことは、すべてに同じ基準が適用されて、その結果、優劣が決まる。ある地区についてはAというルールが適用され、ある地区についてはBというルールが適用され、そのルール間に不公平があることが大問題でありまして、したがって繰り返しになりますけど、大切なことは同じ基準がすべてのところに適用される。そして1位か2位かを定める、こういうことでございます。

議員の言われておりますのは、議員がゴルフをされない場合はよくわかりにならないかもしれませんが、例えばフェアウエーでの1打とバンカーでの1打と今のゴルフのルールは同じ1打と数えております。しかしながら、バンカーのような難しいところでの1打とフェアウエーのところの1打とを同じでいいのかという議論は当然あり得ます。それを今さらそのことを議論をして、岡谷議員が1位だったのはけしからん、梅谷議員が2位であったのはけしからんという議論自体が私は論の立て方がおかしいのではないかと思います。問題は、同じルールの中でそのバンカーとフェアウエーの1打を同じに数えるのか重みをつけるのかということのよしあしはもちろんです議論はありますけれども、大切なことは同じルールでもってだれが打った打数が少ないのかでもって優劣を決める。そのことが最も肝要であると、このように考えているところです。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 私ルールを恣意的に変更したりしたら、これは適正な採点にはならないと思っております。だからルールをきちっと決めて同じルールというのが正しい、それは同意いたしますが、この不適地から点数を配分すべきなんです。それでないと今のような配点が高いところには、1つが高かったら、同じような似たような項目があるわけですから、高い点数に落ちついてしまうというふうなことで適正なというんですか、正確な判断ができなくなるとかいうおそれがあるわけでありまして。

課長さんどうですか、この悪い方からの点数つけということを一回やってみませんか、お尋ねいたします。

議長（青山憲司） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 今、議員がおっしゃいました同点があった場合の点のつけ方というようなことも実は議論をいたしまして、最終的に同点があってもこれはそこを、2位が3つあっても次に来るものが5位にしないで3位にしたというあたりも、できるだけ公平にやるという観点から最終的にそのようにしたもので、これは上郷区の地元でご説明をしたときにも実はこういう議論ございまして、一番公平な方法としてはどうなのかという観点からもこういう判断をしたという説明をいたしました。

今、議員がおっしゃいました7点から1点までの配点の仕方についてでございますが、いずれにしろ7カ所ありますから、どこが1位なのか、どこが7位なのかということをつけていくことですので、上からしようと下からしようと結果的にはどれかが1位でありどれかが7位になるということですので、同じ結果になるのではないかなというふうに私は理解していますけれども。

なお、その理解のもと、それぞれの評価項目を先ほど31項目と言いましたけども、その31項目の内容を順位とする採点と、そして数値とする採点が公平になるような方法で採点基準を設けていますので、同じ結果を得られるというふうに考えておりますけれども。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 中貝市長が環境を大切にすると。そのシンボルとしてコウノトリを上げておられるわけであります。私も環境を大事にするということ、それから環境にすぐれた豊岡市をつかっていくんだ、あるいは構成市町をつかっていくんだということについては本当に異論のないところでありますし、ぜひこれは頑張っていたきたいと思っております。

そういう中で、環境に対するとところで自然環境、貴重種というのがあるわけですが、これは豊岡市の基本構想の中でも私は県が定めたというんですか、県に届け出が必要だという地域がこの上郷及び円山川の周辺地域なんですね。こういうようなことがあるということは、もう既にその点では、ここで何点つけてますかね、6点つけておるわけですが、これはやっぱりおかしい。そういうものがあるんなら、そういう場所を外すべきなんですね。だから上郷は大変里山の美しい景観のすばらし場所であります。これは後世に残さなければならぬと私は思っておりますし、それから古墳群についてもどっかで資料を集めていて展示すればいいというものではないんです。これは古墳に詳しい方を含めているんな方のお知恵や書物を読みますと、現地保存型が一番いいんだと。こういうふうなことを書いてあります。この遺跡、古墳、そういうふうなものの保存の仕方、あり方についてはそれが一番いいんだというふうなことでありまして、特に上郷では埴輪も出てきたというふうなことになると、相当大きな力を持った方がおられたということはもう間違いのない歴史的な事実かなと私は推測いたしております、まだまだ今生きておる我々が知らないこと、後世になればもっといろんな解明の仕方での上郷文化圏というようなことがひょっとしたら出てくるかもしれないという大変夢のある地域であります。それをこういう公共施設を持ち込むことによって、どっか違うところでこういうものが出たと、破片がこうだとか埴輪がこうだとかというようなことの展示だけで済ませるような、そういう軽々しい場所ではないと私は思っております。ですから、この上郷という地域の大きな特徴について、景観の問題、それから歴史的な遺産の問題、これについてはいかがなんでしょうか。採点の中で本当に上郷で突っ走るんだというふうなことになったんですか、お尋ねいたします。

この評価項目が1項目しかないから、その点で悪いといっても点数がそう低くないわけですね。項目の多いものはわっと点数が上がるという、こういう評価のこの項目の設定の問題もあるということが私は気づきましたんでお尋ねしているわけでありまして。

議長（青山憲司） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 今、貴重種のあるかないかで点をもっと差をつけるべきではないかという議員のご指摘ですが、この適地選定を総合的に評価する評価項目の中に、上郷においては、あるいはその他の地域7つございますが、地域、区においてどういうものがあるかということができるだけいろんな面から多面的に見て7つの評価をしていこうというふうなことで、その評価項目を設けてあるわけです。その中で議員がおっしゃる、じゃ上郷にエノキ、ムクノキ等があるからもっと差をつけるべきではないかということでございますが、これよくお考えいただけますと、施設をつくる場所からたしか1キロ余り離れておりますので、ここで仮に施設をつくるときにこのエノキ、ムクノキ等を切り倒すものではないということです。しかし、地域を7つ比較して考える指標としては、こういう貴重種がほかにないかどうかをきっちりわかり得る範囲で把握して、その上で評価をしていこうというふうにしてここは評価項目に上げて、その上で評価した結果、7地域の中にあるのは上郷の2つの箇所と。その他はなかったということから、優位の順にないところは7点あげようと、次は6点にしようというふうにして決めて総合評価をしてみたということでございます。

具体的には、いよいよ建てさせてもらうかどうかという話になりましたら、その場所を生活環境影響調査を実際やります。その中でどんな貴重種が具体的に動物、植物等含めてあるのかわからないかをきっちり調査をして、その上でいよいよできるかできないかということが最終的判断にも及んでいくというものでございます。以上です。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 繰り返しになるのを私は避けたいと思いますから、この程度で質問は終わらせていただきますけれども、大変重要なこの採点の結果というふうなものが上郷を1位としたわけでありますから、今私が申し上げました視点についてもぜひもう一度検討のし直しというんですか、古池議員が言っとったこと、とんでもないこと言っとるという面もあろうかと思えます。しかしながら、悪い方から点つけていったら中奥さんは同じ結果になるとおっしゃいましたが、そうですか。私はそうならないと思っておりますよ。だからその点も本当に真摯に受けとめていただきまして、本当に最終的には地元の方々にも、今、私がきょうここでやっておる質問について地元の方にも私は報告したいと思っておりますが、そういう議論、やっぱり1位になったということの本当の信憑性というふうなことについては常にしっかり持っておかないとあかんし、一度はきちっとした議論の中で闘わさなければいけないことだと私は思っております。

そういうようなことから、今回は点数のことで言いましたけれども、この発表の仕方についても地元には新聞発表のほんの二、三日前に話があって、で、ぼんと出ちゃったということでごつつう大きな反発も出たわけですね。こういうふうな経過についてもあるわけでありまして、3度目というふうなこともあるわけでありまして。いろんな要素から見て、今回は私は白紙撤回をしてもう一度考え直すんだというふうな懐の深さを示していただきたいと思っております、以上で質問を終わります。

議長（青山憲司） 以上で古池信幸議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これをもちまして発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。
暫時休憩いたします。再開は午後1時。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

議長（青山憲司） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次は、第1号議案兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について議題といたします。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第2号議案但馬公平委員会設置に関する規約の変更についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第3号議案職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第4号議案助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第5号議案平成18年度北但行政事務組一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。18年度の補正予算(第2号)について、助役にお尋ねをしたいと思えます。

19年度は、当初の説明の中でも18年度に比べて職員を2名減らすということで提案説明がされておるわけですがけれども、18年度7名という職員、さらに嘱託職員もいるという中で、事務事業の量とこの職員の数、この辺はどんなふうに見えておるのか、その点いかがですか。

議長(青山憲司) 答弁願います。

総務課長。

総務課長(瀬崎 彊) 施設整備にかかわります職員が、おっしゃいますように8名だと思います。

これまで、18年度まではもちろん適地を上郷にお願いをしまして、地元との折衝、話し合い、説明会等が主眼ではございましたけれども、それ以外に適地が決まるまでに処理をしなければならない、処理できる、あるいは計画づくりをするといった作業も多々ございまして、その範囲でやってきました。したがって、それだけの人員が必要であったというぐあいに理解しております。

議長(青山憲司) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

12番古池信幸議員。

古池信幸議員 平成18年度北但行政事務組合一般会計補正予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

このたびの補正予算は、年度がいよいよ終わるわけではありますが、環境影響評価の経費を全額削除するというふうなこと、これは先ほどの質疑の中でもありましたように、中貝市長の姿勢だと思います。やっぱり地域の方の合意を見てないので、この3月中には事業もできないというふうなことの中から今回削除というふうなことになったわけでありまして、これは地域の方々の運動もきちっと行われておるという中で、市長もそれにこたえた予算上の配慮であるというふうなことを思いまして、今回の補正予算、削除が盛り込まれております。私は賛成の立場で討論いたします。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

続いて、第6号議案平成19年度北但行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番山本賢司議員。

山本賢司議員 1番山本です。19、さらに20年の債務負担行為とあわせてやっぱり8,500万円の環境影響評価に関する調査費というふうなことで計上され、さらに地元が同意しているわけでもない、予定地がここだというふうに確定をしているわけでもない。それでいながら特に施設の鳥瞰図の作成業務、金額的にはわずか20万円ですけれども、こういうものまで計上されておるといふところを見ると、この現在提案されている19年度予算の執行の可能性というのはどの辺にあるというふうに見ておられるのか、そのあたりをもう一遍伺っておきたいと思います。

議長（青山憲司） 総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 総括説明で管理者申し上げましたとおりに、中心は19年度まずこの生活環境影響調査のご同意をいただくと。そしてそれに向かって進めるということでございます。そのためには、いろいろご理解をいただくために鳥瞰図と書いておりますけれども、フォトモニターでどのような景観になるのかなというふうなことも、実際に写真で見ていただくようなことも場合によればご希望があればお示しをするというふうなことも可能かというふうなことで、全力を尽くしてまいりたいという考え方のもとにこういったような委託料を計上しております。以上でございます。

議長（青山憲司） 1番山本賢司議員。

山本賢司議員 わずか20万円のところでもう一遍こだわりますけれども、私の中にあるイメージと

しては、適地とされておる予定地、ここに設計も何にもないんだけど処理施設と称するものを入れ込んで、コンピューターで上下左右前後といふかね、どこからでも見れるといふふうなものをイメージするのかなと勝手に思っただけですけども、何のためにやるんですか。もう地元が同意をしてくれとるといふことであるならば、まあまあそういうこともあるのかなといふふうに思いますけれども、しかもその適地、予定地とされているところには、午前中にも申し上げました、管理者自身も予定地の中の共同所有ですとか立木トラストですとかそういうことが既に行われておるといふことも承知の上で、そこで理解が得られるように頑張るといふふうにおっしゃるんですけども、どう考えてもそんなところへできそうにもないのではないかなと私が勝手に思うんですよ。そういうものを予算化をして、その実行可能性がどれだけあるかと。理解を得るための努力をする、そのための材料づくりだといふふうにおっしゃりたいんでしょうけれども、それ自体が実はとってもむだな金の使い方になるのではないんですか。いかがですか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） むだになるとは思っておりません。山本議員もけさほど来、一生懸命地元に対応するよといふことを言われました。地元の皆さんの中に、では一体どんな施設があすこにできた場合にどういふふうなイメージになるのかといふことに関する関心をお持ちの方もございます。それが大きく景観を傷つけることになるのか、それほどでもないのかといったことも大切な論点でございますので、例えばこういうイメージといふことをお示しするのは大変大切なことだと、このように考えています。

議長（青山憲司） 1番山本賢司議員。

山本賢司議員 だってどんな施設、あるいは景観的にどうかという話、その関心をお持ちの方がいらっしゃるといふのは私も別に否定はしません。しかしながら、設計も何もないんですよ。こんな施設だといふイメージもないんですよ。だとすれば、どこかの似たぐらいの施設なりこういう箱みたいなものがコンピューター上に取り込まれて、鳥瞰図だと称してコンピューターグラフィックスの中で見えるといふふうなことにしかなれへんのちゃうかなと。色を変えられたりいろんなことが可能になるといふふうなシステムになるんでしょうね、恐らく。あ、こういう色だったら景観上いいねとかね。

じゃそういうことを一生懸命やったところで、そこでやれる可能性ってありますか。理解を求める、当然理解なしに先へ行くわけにはいかないんですけども、環境影響評価という調査をやることへの理解をいただいたところで、用地買収どころか現地の測量にも入れない、境界確定もできないといふことになるのではないですか。その辺含めて、本当にこの予算が執行可能だといふふうに見ておられるのか、そのところもう一遍聞かせてください。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 論理を混同しないでいただきたいといふふうに思います。最終的に用地買収ができるかどうか、これ所有権に係る問題でありますけれども、今その前にそもそも環境影響調査を区として受け入れるかどうかというお願いをしています。そこが仮に受け入れた場合で

も、地区として施設を受け入れるかどうかという関門がございます。そこがオーケーになったとして、いよいよ個々の所有者との用地買収の話が始まるわけでありまして、用地買収レベルでのその困難さのゆえをもって初めの方の義務をやらないというのは全く意味がないというふうに私としては考えております。

多分、山本議員の所属される自治体でも、例えば道路をつくらうとするとときにその道路用地が買えるかどうかといったことについて、それを一々しんしゃくして設計を組むとか組まないということはされないはずであります。あるいは地域の人たちがここにこんな大きな道路ができたときに、あるいは鉄橋ができたときに景観がどうなるのだというふうな関心を持たれるのであれば、例えばこんなふうになりますよとお示しするのはむしろ行政側としては誠実な態度ではないかと、このように考えます。

議長（青山憲司） ほかに質疑はございませんか。

12番古池信幸議員。

古池信幸議員 13項の委託料につきましてお尋ねいたします。

地図作成業務240万円ということになっておりますが、この地図というのはどういうことなのか。地図という限りは道路地図とかいろんな地図が世の中に出回っておりますが、今回この地図作成業務で委託されようとしております地図の内容、それから地図に載せる事項はどのような事項をこの地図に載せようとしておられるのか。

それから、地図の精密度というんですか、何万分の1とかがありますね、縮尺度が。それはどの程度の精度を持った地図を作成されようとしているのか。また、何のためにこの地図が必要なのかお尋ねしたいと思います。

ちなみに、私、家でいろいろコンピューターでやっとなんですが、衛星写真が映るんですね。それでずっと上郷というポイントを当てると、かなり詳しく、ああ、これが植村さんの家だなとか、ああ、これは予定地だなというのがわかるんですよ。だからもう画面上で上郷のこの地域にどういものがどのように形づくっているのかというようなこと、これ地図を作成しなくても既にわかっていることなんですね。よほど見たければ、そういうような衛星写真からでもかなりの精度、地上の100メートルぐらいまでおりてきた写真が映るわけですから、認識できるというふうなことを思いますと、この地図を何のために作成するのかなというふうなことで新たな疑問がわいてまいりました。

先ほど申しましたこの地図の範囲、それから精密度、それからこの地図上にあらわそうとしてある事項は何なのか、それから何の目的にこの地図をつくるのかお尋ねいたします。

議長（青山憲司） 谷施設整備課参事。

施設整備課参事（谷 敏明） ここで計上しております予算につきましては、上郷を中心とした2500分の1の地図を作成いたします。面積については、約9平方キロメートルを予定しております。

この地図に関しましては、既存の地図もございまして、ない部分もございまして、それらいろんな県の方が持つておるデータをいただいたりしまして、できるだけ安く、コストを低く抑え

で作成するという事で240万円の予算を計上させていただいております。

この用途ですけれども、予算の説明にも申し上げましたですけれども、現在上郷地域におきまして環境創造モデルエリア構想を市あるいは北但行政の方から提案をさせていただいております。具体的にこの内容についてご検討いただく資料として使っていただく。あるいは我々その中で改めて具体的な検討も加えていくというふうな事。あるいは環境影響調査をやるわけですけれども、観測地点あるいは調査項目等の検討に使わせていただきたいというようなことでつくらせていただきたいと考えております。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 これとて結局地元の合意がないとかかれない作業ですか、その辺はどのように考えていますか。

議長（青山憲司） 谷施設整備課参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 当然ご理解をいただくためにこれらのセットで環境創造モデルエリア構想も提示申し上げておりますので、同意を得るべく努力の一環としてこの地図についても作成させていただきたいというふうに考えております。

地図作成については、地元の同意を得るというふうなことは考えておりません。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 それはおかしいですよ。アセスメントの調査項目まで入ってる、そういうものをつくるというふうなことになるのと、アセスメント、環境影響評価調査をするということの同意が得られてないという現実があり、そういう中で動いているわけですから、その同意なしにこの今の地図をつくる目的の中に環境アセス調査のことも入るんだというふうなことであれば、これは合意がないとしてはならないと私は思います。そこところは厳密に判断していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（青山憲司） 谷施設整備課参事。

施設整備課参事（谷 敏明） 当然、環境影響調査の中にも使わせていただくという話をさせていただきましても、環境創造モデルエリア構想の具体化についての協議を進める上でも地図は必要となってきますので、その上でも作成させていただきたいというふうに考えております。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。平成19年度北但行政事務組合一般会計予算に反対の立場で討論をさせていただきます。

私は、先ほどこの予算の執行可能性ということで幾つかお尋ねをさせていただきました。さらに12番議員からも若干の質疑がされ、お答えがあったところであります。

そういう中で、管理者から用地確保を担保して事業に向かうかということをお聞きしたけれども議長が当てていただけなかったんで、それに対してのここは管理者に議員が答弁をする場ではありませんからそのことはさておいて、今、実は用地交渉等々に念を要するというふうな事業は余り向かわなくなりつつあるんですね。それは管理者はどうか分かりませんが、もう一つ、市長という立場もお持ちでしょうから、そのことはさまざまな点で重々ご承知のことだろうというふうに思っております。

この議会、過去もそうですけれども、たった1つの事務事業を進める上で関係地域、地元の皆さん方の同意をいただく、これが実は今最大のポイントになっておるという中で、一つ私が大変気がかりでありましたのは、先ほど12番議員に対して地図作成業務、これのエリアを9平方キロメートルだというふうにおっしゃった。9平方キロメートルというのは、3キロメートル3キロメートルなんですよ。予定地を中心にして3キロメートル。その範囲内しか環境影響評価の対象、ポイントにしないということなんだなというふうに思っていて、ああ、これでは施設の規模あるいは煙突の高さ等々から考えたときに、もっともっと広い範囲をやるということを想定してるんだらうなというふうに思っておりましたけれども、かなり絞るなということの一つは思いました。

それといま一つは、規約に基づく上郷区の自治という中で地元同意が得られる、これが管理者としての願いだというふうに言われた。同時に、上郷区の皆さん方の思いといいますかね、年明けに改選をされた新しい体制の中でこのことで村内が、区の中が二分をしておるのはよくないと、そういう思いがあたりだということも引き合いに出されて、上郷区の中で議論をしていただいて同意がいただける。そういうことがあって後に、夏には環境影響評価という調査業務を始めたいと。それがこの予算の中身、最大のポイントなわけですけども、この予算がそのままよっしゃということになれば、地元あるいは関係するところに対して稼働までのタイムリミットあるいは財源的なリミットを含めて地元の住民に対して大変大きな圧力をかけるというふうなことが予想される予算になっていくということの一つは指摘をしたいと思っておりますし、いま一つは、ふるさとを守りたいという地元の住民の皆さん方の思い、さらには予定地付近で共同して地主になっていく、あるいは立木トラスト、こういうふうなことに取り組んでいる。こういうことを見るときに、私は用地買収どころが測量にも入れないということになるんじゃないかなということをお聞きします。そのことは、まさにむだな予算をつけているというふうに指摘をせざるを得ないということをもう1点言っておきたいというふうに思っております。

よって、本案に反対をするものであります。議員各位のご賛同を心からお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

12番古池信幸議員。

古池信幸議員 ただいま山本議員から詳しい反対討論が述べられましたが、私は簡潔に申し上げたいと思っております。

今回の地図作成業務及び生活環境影響調査業務、それから鳥瞰図作成業務、これらについては地元の合意があるまでは計上すべきでない、このように考えます。そういうようなことから、今回の新年度予算につきましては反対ということで討論させていただきます。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

6 番岡谷邦人議員。

岡谷邦人議員 けさほどに質問いたしました。その中で、現在の北但行政事務組合の事務は新たな整備に向かって進む、この事務 1 点であります。本予算を認められないということになりますと、そもそもこの議会自体の存在を疑われることになろうかと、こう思います。ぜひ認めていただいて、事業推進を図っていただきたい。あくまでも話し合いで合意を得る、この努力が本予算のあらわれだと、こう思っております。話し合いが基本です。ぜひ本予算を認めていただいて、前向きにしっかり取り組んでいただきたいことを申し上げます。賛成の討論といたします。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

これより表決に入ります。

第 6 号議案平成 19 年度北但行政事務組合一般会計予算について、起立により表決をいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（青山憲司） 起立多数であります。よって、第 6 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議員提出第 1 号議案（北但行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について）

議長（青山憲司） 続いて、日程第 3、議員提出第 1 号議案北但行政事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。

12 番古池信幸議員。

古池信幸議員 議員提出第 1 号議案につきまして説明を申し上げます。

議会運営委員会で相談いたしました。その中で、今回の改正の目的は、これからの電子時代というんですか、コンピューターを利用した作業をというようなこともあります。そういうようなことが一つ。それに対応すべく改正するということと、あとは文言の改正が幾つかあります。「職員をして」というのを「職員に」とか、いま一つは議長が指名をしてというふうなことになります。特に休会中に委員の交代などがあったときには議長が指名をしてその役員を決めることができる。主に申し上げますとこの 3 点の改正が主な内容でありますので、ぜひ皆様方のご賛同をいただきたいと思っております。以上です。

議長（青山憲司） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) ご異議なしと認めます。よって、議員提出第1号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議員提出第2号議案(北但行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則制定について)

議長(青山憲司) 続いて、日程第4、議員提出第2号議案北但行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。

12番古池信幸議員。

古池信幸議員 この件につきましても、議会運営委員会で相談させていただきました。先ほども申し上げましたことと少し重なりますが、会議録の署名を含めてこれ電磁的な記録に変えていくんだというふうなことであります。こういうことで、事務の簡素化というふうなことで、そういうふうなことに取り組んでいきたいという姿勢を示しているのと、あとは先ほど申しましたように文言の整理というふうなことでありますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長(青山憲司) 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) ご異議なしと認めます。よって、議員提出第2号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 平成18年陳情第4号~陳情第4号(上郷のごみ焼却炉建設に反対する陳情書について外1件)

議長(青山憲司) 続いて、日程第5、平成18年陳情第4号上郷のごみ焼却炉建設に反対する陳情書について及び陳情第4号上郷のごみ焼却炉建設に反対する陳情書について、以上2件を一括議

題といたします。

これより事務局に陳情書の趣旨説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長（片山正幸） 失礼いたします。朗読して説明にかえさせていただきます。

まず最初に、平成18年陳情第4号でございます。1ページをおめくりください。

受理年月日が平成18年10月26日。陳情第4号。件名が上郷のごみ焼却炉建設に反対する陳情書。要旨、私たちを取り巻く環境の汚染はさまざまな原因によると考えられていますが、中でもごみ焼却炉から出るダイオキシン初め水銀、鉛などの重金属、SPM（極小浮遊物質）が健康被害をもたらしているのではないかと疑われています。私たちは空気を選べません。上郷から5キロ圏内に住む私たちは、上郷と同じようにごみ焼却炉からの排ガスの影響を受けると考えています。ごみ問題は全市民の問題であり、将来の孫子の代まで影響の残る重大な問題です。全市民でこれからのごみ処理を検討する前に、まず大型焼却炉をつくらうとする姿勢に大きな不安と疑問を禁じ得ません。コンサルタント主導の大企業のためのごみ行政であってはなりません。将来の人々のため、自然やコウノトリと共生できるごみ行政を望みます。要旨、1、上郷のごみ・汚泥焼却炉施設の建設に反対。2、焼却に頼らないごみ処理を具体的に全市民でつくっていきましょう。提出者、豊岡市出石町大谷498、中村愛子外90名です。

続きまして、平成19年2月2日の陳情第4号でございます。陳情文書表のこの冊子の13ページをごらんください。

受理年月日が平成19年2月2日。陳情第4号。件名は同じく上郷のごみ焼却炉建設に反対する陳情書です。要旨は先ほどの平成18年の陳情第4号と全く一緒でございますので、割愛させていただきます。提出者、豊岡市山王町4の4、加藤和昭外9名から提出されております。以上です。

議長（青山憲司） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。この席に陳情の提出者がいらっしゃるわけではございませんので、質疑というのは大変やりづらいんですけども、1点だけ管理者にお尋ねをしておきたいというふうに思うことがあります。答えることができれば答えていただきたい。

中身は、先ほど地元というのは上郷であると。中筋それから国府ですね、この地域の方々に対しては同様に誠実な対応をしたいということが言われました。ところが、今議題になっておりますのは出石町大谷あるいは豊岡市山王町というふうに、その誠実な対応をするというふうに当局が言われてるところよりも若干遠いといいますが、少し離れてる方々がこういう形で陳情してこられる。このことについて管理者としてどう考えておられるのか、その点だけ伺いたい。

議長（青山憲司） ただいまの1番山本賢司議員の質問には、管理者は答える義務はございませんので質疑を打ち切りたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。先ほども申し上げましたように、この席に陳情書を提出をされた方々がいらっしやいませんで直接思いを聞くことはできないという中で、私はなるべくならこのものを継続審議ということでやっていただけたのが一番いいのかなというふうには思います。

しかしながら、討論というところまで議長が宣告をされておりますので、この趣旨を採択をすべきという立場で討論をさせていただきたいというふうに思います。

細かな中身含めて、一から十まで理解が私自身この陳情の中身で当事者ではありませんので細かいところまで理解できているわけではありませんけれども、少し離れた方々さえもこんなふう疑問に感じたり不安に思ったりしているというのがこういう形で示されているんだろうというふうに思うんですね。そういう点からして、こういうことに対してやっぱり本議会としてこういうものをしっかりと受けとめるということが必要なんだろうというふうに思います。

よって、本請願を採択をすべきだという立場で討論をいたします。

議長(青山憲司) ほかに討論ございませんか。

17番升田勝義議員。

升田勝義議員 17番升田勝義です。陳情第4号について、不採択の立場で討論をいたします。

まず、生活環境調査を実施していない現在、陳情者のご不安もやむを得ないものとは思っておりますが、陳情の趣旨で指摘されているような心配をなくしていただくのが今回の広域ごみ・汚泥処理施設の整備ということもまたご理解をいただきたく思います。

このたびの事案は、ごみ処理に関するダイオキシン類の発生防止等のガイドラインに沿って広域でごみ処理を行い、当該物質等の発生を抑えようとするものであり、兵庫県、但馬広域行政事務組合、北但地域ごみ・汚泥処理施設推進協議会などの協議を経て今日に至っております。現段階において最善の策として北但議会、構成市町1市10町、合併後1市2町における議会の意思決定が出されております。当組合を構成しております1市2町の現有施設については、耐用年数が迫っている中、新施設の供用開始に向けた事業化について当局は地元の理解を得るよう努力を進めているところであり、私たち議員はもとより常に住民の健康を最優先に議会の機能を駆使して判断をいたしておりますので、ご理解をいただきたく思います。

以上の理由によりまして、本陳情を不採択とすべきだと考えます。よろしくお願いを申し上げます。

議長(青山憲司) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) 討論を打ち切ります。

これより平成18年陳情第4号上郷のごみ焼却炉建設に反対する陳情について、陳情第4号上郷

のごみ焼却炉建設に反対する陳情書について、以上2件について起立により表決を行います。

平成18年陳情第4号及び陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長(青山憲司) 起立少数であります。よって、平成18年陳情第4号及び陳情第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第6 陳情第1号(上郷の広域ごみ・汚泥処理施設建設に反対する陳情書について)

議長(青山憲司) 続いて、日程第6、陳情第1号上郷の広域ごみ・汚泥処理施設建設に反対する陳情書についてを議題といたします。

これより事務局に陳情書の趣旨説明をいただきます。

事務局長。

事務局長(片山正幸) 陳情文書表の1ページをごらんください。

受理年月日、平成19年2月2日。陳情第1号、件名、上郷の広域ごみ・汚泥処理施設建設に反対する陳情書。要旨、ごみ焼却炉は、ダイオキシン類を初め重金属、窒素酸化物、硫黄酸化物などの有害物質を排出し、環境を汚染する危険な施設です。当地区は、北但行政事務組合が上郷に建設を計画している広域ごみ・汚泥処理施設から3キロ圏内に位置していますので、当然これらの汚染物質が着地するものと思われます。また、悪臭にも悩まされるでしょう。このことは、空気、水、土壌、農作物、人間すべてが汚染されることを意味し、私たちの生活そのものが脅かされることとなります。もし上郷にごみ・汚泥処理施設が建設された場合、環境の汚染に加えて地価の下落、交通量の増加、交通事故、車の排ガス等の懸念、また農作物の販売にも支障を来すことが考えられます。よって、私たちは上郷のごみ・汚泥処理施設の建設に反対します。陳情の事項、1、上郷のごみ・汚泥処理施設の建設をしないでください。2、ごみ行政を根本的に改革するようにしてください。提出者、豊岡市引野90、平井康代外47名から提出をいただいております。以上です。

議長(青山憲司) 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。(「ちょっと待って、議事進行」と呼ぶ者あり)

1番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。議事進行についての動議を出したいと思います。

本案は、特別委員会等で継続して審議をされるということを求めたいというふうに思います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) ただいま1番山本賢司議員より継審動議が提出をされました。

動議に賛成の議員はおられますか。

(賛成者挙手)

議長(青山憲司) この動議は1名以上の賛成者がありますので、成立いたします。

ただいま動議を出されました山本議員より動議の趣旨説明を求めます。

1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。この47名の方がどの地域の方かは私は存じ上げません。それを知る立場にもない、資料が手元にあるわけでありませんから。しかしながら、この平井という方は引野ということですから、上郷という予定地、適地というところから見れば市谷、中郷、さらに離れた引野というところになるわけで、しかもこのエリアというのは場合によったら大分廃棄物の持ち込みの車がたくさん通る中筋の道縁にも当たる。さらに、畑作、水田等含めて農業の大変盛んなところだというふうにも私自身思っておるものですから、そういう地域の皆さん方がいよいよどんな思いでいらっしゃるのかということを経験される方々からももし話を聞くようなことが可能であればというふうに思います。

よって、継続審議できれば特別委員会等というふうに考えておるわけであります。

議長(青山憲司) 説明は終わりました。

ただいまの陳情第1号上郷の広域ごみ・汚泥処理施設建設に反対する陳情書について、継続審議の動議が出されました。

この動議を議題として表決をいたします。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長(青山憲司) 起立少数であります。よって、この陳情第1号上郷の広域ごみ・汚泥処理施設建設に反対する陳情書について、継続審議の動議は否決されました。

討論に入ります。討論はございませんか。

14番宮脇諭議員。

宮脇 諭議員 14番です。私は、この陳情第1号に関しまして反対の立場で討論させていただきます。

ごみ処理場の持つイメージというのは、従来からのことを考えますと陳情者の不安というものは全く理解しないものではないわけであります。むしろ素朴な疑問、誤解から来る不安のあらわれとも言えるわけであります。

しかしながら、我々合併前の1市10町の議会、また合併後の現在の1市2町の現有3施設の老朽化に伴うものであります。より環境に配慮した安全で効率のよいごみ処理と分別、リサイクル、またごみの資源化、減量化への啓発を共通の目標としてこの北但行政事務組合を組織し、この議会も立ち上げられたわけであります。

焼却処理だけがごみ処理と決めつけるわけではありませんが、今現在考えられる最も安全でより環境負荷の少ない方法は、やはり焼却処分しかないのかなということが共通の認識であろうというふうに思います。有害物質のろ過であったり、また灰等の溶融、高温処理、触媒等による有

害物質の除去、無害化による方法、こういったことが最も最善の方法であるという認識のもとにこの事業が進められております。ごみを発生させず、ごみの排出をゼロとすることが極めて困難である以上、行政の責務としてごみの分別、減量に力を注ぐことは当然であります。

しかし、我々人間による物の生産また消費という経済活動を基盤とする生活がある以上、ごみの発生は多かれ少なかれ避けることはできない現状にあります。たとえごみの一定量は減らせても、最終処分ごみを皆無とすることはできないのが現状であります。我々は、決して陳情の内容に言われておるよう距離が近いから、遠いから安全だ、危険だというような施設整備はもとより望んでおりません。ごみ処理に関しては高い技術革新が近年著しく、安定的に処理されております。先進地の視察等を通じて、その高い安全性確保が特に何よりも図られている施設であることを確信しているものであります。ぜひともごみ処理場というマイナスイメージをプラスのイメージへと意識改革を図ってこそ、ごみ行政の根本改革へとつながるものと確信いたします。

より安全安心で責任あるごみ・汚泥処理施設整備の体制、また構築は、上郷区を予定地とするその設置位置のいかんを問わず住民生活を支える上で北但構成自治体、またこの議会に与えられた避けて通れない重い責務であります。

よって、陳情第1号はこの本議会として受け入れがたく、採択に反対をいたします。多くの議員諸氏のご賛同をいただきたく、お願いを申し上げます。以上です。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。陳情第1号を採択をすべきという立場で討論をいたします。

先ほど継続審議にというふうに求めた案ですけれども、否決をされてしまいましたので、陳情された方々の思いを直接聞くということではできなくなったわけであります。

私は、やっぱりこういうふうに心配をされる、不安に思うという方がいらっしゃるという現実、こういう陳情されること自体もやっぱりそれぞれが随分お考えになった上だろうというふうに思うんですね。そういうときに、誤解だとか無理解というふうなことで切り捨てるということがどうなのかなというふうに思えて仕方がないんです。我々はよく知ってる、皆さん方はご存じないんだと、そうじゃないと思うんですね。それぞれがみんな十分わかっているように、ごみというのは我々だれしも日々の生活の中で必ず発生はします。それをどう処理をするのか。再利用とか再資源化とかいろんなことがあるわけですけれども、そういうことをみんなが理解をし合って、共同してやるというところが一番の値打ちなわけで、私は門前払いをするというやり方が一番残念だなというふうに思います。

そんなことを思いながら、本陳情を採択をすべきだという討論にさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

これより陳情第1号上郷の広域ごみ・汚泥処理施設建設に反対する陳情書についてを起立により表決いたします。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長(青山憲司) 起立少数であります。よって、陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第7 陳情第2号(上郷のゴミ焼却炉建設に反対する陳情書について)

議長(青山憲司) 続いて、日程第7、陳情第2号上郷のゴミ焼却炉建設に反対する陳情書についてを議題といたします。

これより事務局に陳情書の趣旨説明をいただきます。

事務局長。

事務局長(片山正幸) 続きまして、5ページをお開きください。

受理年月日、平成19年2月2日。陳情第2号、件名、上郷のゴミ焼却炉建設に反対する陳情書。要旨、私は、ごみ焼却炉は大気、土壌、水質を汚染するダイオキシンを初めさまざまな有害物質を排出する極めて危険な施設と認識しています。環境を汚染することによって、私たちの命の根源である食べ物を汚染し、それを食べることによっていろいろな体の不調を引き起こす原因にもなり得るとも思っています。人間は生きるために呼吸をしなければなりません、きれいな空気を吸いたいと願っていてもごみ焼却炉を勝手に建設されてしまい、汚染された空気を吸わされるなんてとても我慢できません。北但行政事務組合が上郷地区に広域ごみ・汚泥処理施設の建設を計画していますが、このようなごみに加えて下水汚泥まで焼却する施設の建設には絶対反対です。建設計画を撤回してください。陳情の事項、1、上郷地区の広域ごみ・汚泥処理施設の建設をしないでください。提出者、豊岡市市谷68、和田千鶴子外112名の方から提出をいただいています。以上です。

議長(青山憲司) 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(青山憲司) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

14番宮脇諭議員。

宮脇 諭議員 先ほどの反対討論と同じ趣旨、内容であります。

ただ、一連の陳情内容に共通しておりますように、ごみ処理施設が有害物質発生の最たるもののように不安視され、施設に対する偏見ともとれる陳情者の皆さん、また一部住民の誤解を払拭できていないというようなことが非常に残念であります。豊岡市だけではなく、やはり香美町、新温泉町各行政が一層の説明責任というものを果たしていただくよう強く要請いたしたいと思えますし、陳情者の方々もぜひとも聞く耳を持ってそういった説明をお聞きいただきたいというふ

うに思います。

よりまして、この陳情第2号につきましては本議会として受け入れがたく、反対をいたすものであります。議員諸氏のご賛同をいただきたいと思います。以上です。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。市谷の68、和田千鶴子という方の名前を私は覚えてしまいました。不採択になっても不採択になっても、やっぱりこうやって地域を守ろう、ふるさとを守ろう、次の世代のためにとって頑張る方がいらっしゃるわけでしょう。この思いをやっぱり私たちは正面から受けとめることが必要なんではないでしょうか。そこを抜きにして、みんながよっしゃと言っ

てこのごみ行政に取り組むということが非常に難しいのかなと大変危惧をするわけでありまして、本陳情を採択をすべきというふうに申し上げて、討論といたします。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

これより陳情第2号上郷のゴミ焼却炉建設に反対する陳情書についてを起立により表決いたします。

陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（青山憲司） 起立少数であります。よって、陳情第2号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第8 陳情第3号（上郷のゴミ焼却炉建設に反対する陳情書について）

議長（青山憲司） 続いて、日程第8、陳情第3号上郷のゴミ焼却炉建設に反対する陳情書についてを議題といたします。

これより事務局に陳情書の説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長（片山正幸） 陳情文書表の9ページをお開きください。

受理年月日、平成19年2月2日。陳情第3号、件名、上郷のゴミ焼却炉建設に反対する陳書。要旨、私たちを取り巻く環境の汚染は、さまざまな原因によるものと考えられています。一つには、ごみ焼却炉から排出されるダイオキシン、有害重金属類、極小浮遊物質などです。ダイオキシンはベトナム戦争でまかれた枯れ葉剤の成分で、悲惨な奇形児、先天性の疾患の原因であると世に報じられて、人々にその恐ろしさを広く知らしめました。焼却炉からの排ガスは、がん、心臓疾患、ぜんそく、アトピー、関節炎、精神病その他種々の病気のリスクを高めるとも報告されています。ごみ焼却炉からの排ガスは、ほとんど私たちの目に見えません。しかし、確実に空気、土壌、水、食べ物を汚染し、地球温暖化の原因にもなっています。環境を健全で恵み豊かなものとして維持することは、人間の健康で文化的な生活に欠くことはできません。健康こそが宝です。

ごみを焼却し続ける行政の姿勢は見直されるべきです。今を生きる私たち、未来を生きる人々のためにも、ごみ焼却炉の建設には反対します。陳情の事項、1、上郷地区の広域ごみ・汚泥処理施設の建設に反対します。建設計画を撤回してください。提出者、豊岡市市谷68、和田剛夫外29名の方から提出いただいています。以上です。

議長（青山憲司） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

2番吉田範明議員。

吉田範明議員 不採択の立場で討論をさせていただきたいと思います。

主な理由は、陳情4、1、2で示された同僚議員が申されたとおりの趣旨でございます。

その中で、私としましては、ここにいる議員、また執行部を含めてやはりこの陳情者の不安、心配を払拭する第一義の義務があると思います。それがここにいるすべての方に課せられた責務だと、このように感じます。そういう中で、この議会はそういう立場でぜひ建てる上できちっとしたことをやって建てていくというのが筋だと、このように私自身は思います。

したがいまして、不採択の立場で討論させていただきたいと思ひますし、議員各位にお願いしたいのは、陳情4、1、2がすべて不採択になっております。それを相反するような採択だけは議会団体意思としておかしいと、このように思ひます。ぜひそういう立場で不採択としたいと、このように思ひます。以上、私の不採択の討論といたします。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

1番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。陳情第3号について、採択をすべきという立場で討論をいたします。

当局も我々議員も住民への説明責任を果たすという任務を有しておるといふうに言われまして。そのことは私も否定はしません。説明責任は我々果たすべきだと思っております。だからこそ、本議場でも管理者以下皆さん方にも種々お尋ねもしますし、お答えもいただきたいということをやっているわけです。それでもなおかつ住民の方々の中からこういう陳情が出てくるということは、やっぱり不安だ。無理解というふうには私はどうしても受けとめられないんですよ。そういう意味で、住民の思いに寄り添い、しっかりと正面から受けとめるということが我々にとってやっぱりないと、この北但行政事務組合と住民との信頼関係がやっぱりまだつくれてないんでないかなというふうに思えて仕方がないんですよ。住民の理解がなかったら、住民との信頼関係がなかったらこの事業は進まないでしょ。そこのところを私はもう一遍強調しておきたいというふうに思ひます。

よって、陳情第3号は採択をすべきという討論といたします。議員各位の前言を翻してでも構いません、ご賛同をいただきますよう心よりお願いを申し上げます。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

これより陳情第3号上郷のゴミ焼却炉建設に反対する陳情書についてを起立により表決いたします。

陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（青山憲司） 起立少数であります。よって、陳情第3号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、本日お手元に配付いたしております一覧表のとおり、議会運営委員長から所管の事務について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第62回北但行政事務組合定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後2時04分

〔議長閉会あいさつ〕

議長（青山憲司） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、去る2月6日に招集されまして本日までの9日間にわたり事件決議2件、条例改正2件、補正予算1件、当初予算1件、議員提出議案2件の合計8議案について慎重にご審議を賜り、すべて滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のためまことにご同慶にたえないところでございます。

また、広域ごみ・汚泥処理施設建設反対の5件の陳情書につきましては、不採択するものと決定いたしました。管理者を初め当局各位におかれましては、広域ごみ・汚泥処理施設建設について、上郷区を初め周辺地区の皆様のご理解を得られるよう最大限の努力を願うものでございます。

終わりに当たり、議員各位には諸行事多端な折からどうかご自愛くださいませ、一層のご活躍を賜りますことを祈念申し上げ、簡単粗辞でございますが、閉会のごあいさつといたします。

〔管理者閉会あいさつ〕

管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る2月6日に開会いたしました第62回北但行政事務組合議会定例会は、9日間の日程を終了し、ただいま閉会の運びとなりましたことは、組合発展のためまことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対しまして心から深く敬意を表します。

今期定例会には、私から6件の案件を提案申し上げましたが、いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、広域ごみ・汚泥処理施設建設反対の5件の陳情書につきましては、いずれも不採択となりましたが、陳情者が訴えておられますご心配の点などを十分踏まえつつ、皆様のご理解、ご協力がいただけるよう誠意を持って全力を傾注してまいり所存です。

議員各位並びに組合構成市町の格別のご理解とご支援、ご協力を心からお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。